

新聞やニュースで「消費税増税時期の判断」についての報道を目にする機会が増えてきました。

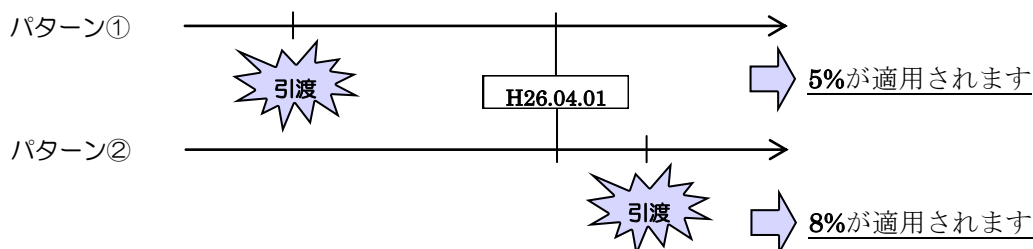
“平成26年4月から8%・平成27年10月から10%”という法律は成立していますが、実際に施行されるか、延期になるかという最終判断は今年10月上旬にずれ込むのではないかと報道されています。

今回は、消費税増税が確定したと仮定し、その場合の消費税の取り扱いをご紹介します。

過去に発行した「税務トピックス」でも「消費税の経過措置」と題してご紹介していますので、ご参照ください。

基本的な取扱いは？【原則】

一般的な商品の売買における消費税率は、**相手方に商品等の「引渡しを行った日」が3月31日以前なのか、それとも4月1日以後なのかによって判定していきます。**



仕入・販売における時間差は？

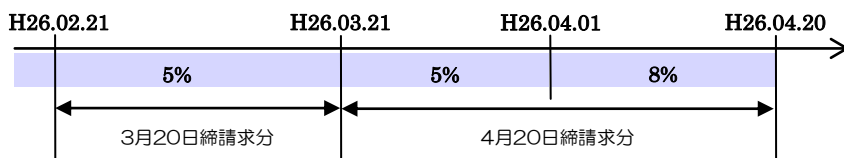
仕入れた商品に係る税率と販売した商品に係る税率が異なる現象も起きます。

たとえば、3月31日までに仕入れた商品は消費税率5%となり、**4月1日以後に販売した商品は消費税率が8%**となります。

20日締め請求書は？

請求書を発行する場合、月末締めの請求書を作成される場合は、引渡しの日にご注意いただければ問題はありませんが、20日締めの請求書を作成されている場合は注意が必要です。

下図のように、4月20日締めの請求書には5%と8%の消費税率が記載されることとなります。



請求ソフトを利用されている方は、消費税率の変更に対応しているか否かの確認が必要です。また、手書きで請求書を作成されている方は、**引渡しがいづ行われたかを必ず把握し、その日付に応じた消費税率を記載しなくてはなりません**ので、注意が必要です。

経過措置が適用されるケースなど、当事務所担当者がお伺いした際に、業種に応じたご案内もしておりますが、ご不明点等ございましたら、当事務所までお気軽にお問い合わせください。